

議案第10号

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 杉並区教育委員会  
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会事務局処務規則（昭和54年杉並区教育委員会規則第18号）  
の一部を次のように改正する。

第2条の表庶務課の項を次のように改める。

教育総務課

庶務係

教育企画担当係長（3）

学校ICT係

第2条の表教育人事・指導課の項中 「人事企画担当係長」を「人事企画担当係  
学校問題対応支援係」を「人事企画担当係  
教職員厚生係  
学校問題対応支

長

に改め、同表学務課の項を削り、同表特別支援教育課の項を次のように改め  
援係」

る。

多様な学び支援課

管理係

相談事業係

教育・就学相談担当係長（2）

学びとつながり推進係

学びとつながり推進担当係長

学びの多様化学校設置準備担当係長

第2条の表学校整備課の項中「学校整備課」を「学校運営課」に、「教育施設計  
画推進担当係長（3）」を「教育施設計画推進担当係長（4）」に、「教育施設整  
備係」を「教育施設整備係  
経理係」に改め、同表学校支援課の項を削り、同項の次に次の

ように加える。

学務課

学事係

就学奨励担当係長

保健給食係

学校給食費担当係長

公会計化準備担当係長

児童健康支援担当係長

第2条の表生涯学習推進課の項中「生涯学習推進課」を「地域の学び推進課」に改め、同項に次のように加える。

地域・学校協働係

教育連携担当係長

事業調整担当係長

部活動改革担当係長

子どもの居場所づくり担当係長

学校開放担当係長

第3条第1項中「（以下「事務局次長」という。）」を削り、同条第6項、第7項及び第9項中「事務局次長」を「次長」に改め、同条第12項中「特別支援教育課」を「多様な学び支援課」に改め、同条第13項中「学校支援課及び生涯学習推進課」を「地域の学び推進課」に改める。

第4条第1項、第2項、第4項及び第6項中「事務局次長」を「次長」に改め、同条第9項中「教育人事・指導課の事務に係る」を削り、同条第10項中「教育人事・指導課及び特別支援教育課の事務に係る」を削る。

第5条の表庶務課の部中「庶務課」を「教育総務課」に改め、同部庶務係の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同部法規担当係長の項を次のように改める。

教育企画担当係長

- (1) 教育振興基本計画等に関すること。
- (2) 教育施策の企画、立案及び総合調整に関すること。
- (3) 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。

- (4) 教育委員会に係る広報等に関すること。
- (5) 教育委員会関係条例・規則等に関すること。
- (6) 学校法律相談に関すること。
- (7) 教育行政に係る法規の調査及び解釈に関すること。
- (8) 教育委員会に対する不服申立て等に関すること。
- (9) いじめ問題対策委員会に関すること。
- (10) 新しい学校づくりに関すること。
- (11) 小中一貫教育の推進に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (12) 学びのプラットフォームに係る総合調整に関すること。
- (13) 特命事項に関すること。

第5条の表庶務課の部計画担当係長の項から教職員係の項までを削り、同部学校ICT係の項第4号を次のように改める。

- (4) 教職員のICT活用に係る研修等能力開発に関すること（他の課、係等に属するものを除く。）。

第5条の表庶務課の部学校ICT係の項第5号中「における」を「及び教育委員会の」に改める。

第5条の表教育人事・指導課の部人事企画担当係長の項の次に次のように加える。

#### 教職員厚生係

- (1) 区立学校に勤務する職員（教職員を除く。第4号において同じ。）の身分取扱いに関すること。
- (2) 区立学校に勤務する職員及び指導主事の給与等に関すること。
- (3) 区立学校に勤務する職員及び指導主事の公務災害等に関すること。
- (4) 区立学校に勤務する職員の研修に関すること。
- (5) 区立学校に勤務する職員の被服貸与に関すること。
- (6) 区立学校の労働安全衛生に関すること。
- (7) 教職員住宅の管理に関すること。

第5条の表学務課の部を削り、同表特別支援教育課の部中「特別支援教育課」を「多様な学び支援課」に改め、同部計画係の項中「計画係」を「管理係」に改め、同項の次に次のように加える。

#### 相談事業係

- (1) 教育相談事業の企画、調整及び運営に関すること（他の係等に属するものを除く。）。
- (2) 教育相談室に関すること。

第5条の表特別支援教育課の部就学支援相談係の項中「就学支援相談係」を「教育・就学相談担当係長」に改め、同項第2号中「就学支援相談及び」を削り、同号を同項第4号とし、同項第1号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 教育・就学相談に関すること。
- (2) 教育・就学相談に必要な心理相談、知能検査等に関すること。

第5条の表特別支援教育課の部に次のように加える。

#### 学びとつながり推進係

- (1) 不登校対策の実施及び支援に関すること。
- (2) 不登校対策の企画及び調整に関すること。
- (3) 適応指導教室に関すること。

#### 学びとつながり推進担当係長

- (1) 区立学校における課題解決支援に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (2) 家庭訪問や関係機関（福祉・医療等）との協働支援に関すること。

#### 学びの多様化学校設置準備担当係長

- (1) 学びの多様化学校の設置に係る検討及び調整に関すること。

第5条の表学校整備課の部中「学校整備課」を「学校運営課」に改め、同部教育施設計画推進担当係長の項第2号を削り、同部教育施設整備係の項第1号中「（営繕課に属するものを除く。）」を削り、同項第4号中「学校支援課」を「他の課」に改め、同部に次のように加える。

#### 経理係

- (1) 区立学校予算の令達及び経理事務等に関すること（他の課、係等に属するものを除く。）。
- (2) エネルギー管理等の運用状況の把握及び調整等に関すること。

第5条の表学校支援課の部を削り、同部の次に次のように加える。

#### 学務課

## 学事係

- (1) 学齡児童・生徒の就学に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (2) 区立学校の通学区域に関すること。
- (3) 出席簿、卒業証書及び修了証書の様式に関すること。
- (4) 区立学校の学級編制に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (5) 校外教育（宿泊を伴うものに限る。）に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (6) 通学路の指定及び安全対策に関すること。
- (7) 私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
- (8) 日本スポーツ振興センターの学校安全・災害共済に関すること。
- (9) 課内他の係等に属さないこと。

## 就学奨励担当係長

- (1) 児童・生徒の就学奨励に関すること。
- (2) 奨学資金に関すること。
- (3) 児童・生徒の選定療養費の補助に関すること。

## 保健給食係

- (1) 区立学校の保健衛生に関すること。
- (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (3) 区立学校に勤務する職員及び指導主事の健康診断に関すること。
- (4) 健康教育の推進に関すること。
- (5) 区立学校の給食に関すること。
- (6) 食育の推進に関すること。

## 学校給食費担当係長

- (1) 学校給食費の収納及び管理に関すること。

## 公会計化準備担当係長

- (1) 学校徴収金の公会計化に係る検討及び調整に関すること。

## 児童健康支援担当係長

- (1) 児童の健康教育に関すること。
- (2) 小児生活習慣病予防検診に関すること。

第5条の表生涯学習推進課の部中「生涯学習推進課」を「地域の学び推進課」に

改め、同部に次のように加える。

地域・学校協働係

- (1) 学校運営協議会に関すること。
- (2) 学校支援本部等の運営等に関すること。
- (3) 中学生レスキュー隊に関すること。
- (4) 学校サポーター等に関すること。
- (5) 家庭教育に関すること。
- (6) 青少年委員に関すること。
- (7) P T A等に関すること。

教育連携担当係長

- (1) 家庭・地域・学校の連携推進に関すること。

事業調整担当係長

- (1) 社会体育に係る区長の事務部局との連絡調整に関すること。

部活動改革担当係長

- (1) 部活動の地域移行に関すること。
- (2) 部活動の支援に関すること。

子どもの居場所づくり担当係長

- (1) 区立学校施設内の子どもの居場所づくりに関すること。

学校開放担当係長

- (1) 区立学校開放事業に関すること。
- (2) 区立学校施設の使用承認（短時間使用の場合に限る。）に関すること。
- (3) 学びのプラットフォームに関すること（他の課、係等に属するものを除く。）。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

名称	担当事務
学校運営担当部長	学校運営課及び学務課が所掌する事務
共創教育担当部長	地域の学び推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務

別表第2に次のように加える。

学校問題支援担当課長	学校問題対応支援係が所掌する事務
学びとつながり担当課長	学びとつながり推進係、学びとつながり推進担当係長及び学びの多様化学校設置準備担当係長が所掌する事務
地域・学校協働担当課長	地域・学校協働係、教育連携担当係長、事業調整担当係長、部活動改革担当係長、子どもの居場所づくり担当係長及び学校開放担当係長が所掌する事務

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は次のとおりとする。</p> <p><b>教育総務課</b></p> <p><b>庶務係</b></p> <p><b>教育企画担当係長(3)</b></p> <p><b>学校ICT係</b></p> <p>教育人事・指導課</p> <p>教育人事係</p> <p><b>人事企画担当係長</b></p> <p><b>教職員厚生係</b></p> <p><b>学校問題対応支援係</b></p> <p><b>多様な学び支援課</b></p> <p><b>管理係</b></p> <p><b>相談事業係</b></p> <p><b>教育・就学相談担当係長(2)</b></p>	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は次のとおりとする。</p> <p><b>庶務課</b></p> <p><b>庶務係</b></p> <p><b>法規担当係長</b></p> <p><b>計画担当係長</b></p> <p><b>経理係</b></p> <p><b>教職員係</b></p> <p><b>学校ICT係</b></p> <p>教育人事・指導課</p> <p>教育人事係</p> <p><b>人事企画担当係長</b></p> <p><b>学校問題対応支援係</b></p> <p><b>学務課</b></p> <p><b>学事係</b></p> <p><b>就学奨励担当係長</b></p> <p><b>保健給食係</b></p> <p><b>学校給食費担当係長</b></p> <p><b>公会計化準備担当係長</b></p> <p><b>児童健康支援担当係長</b></p> <p><b>特別支援教育課</b></p> <p><b>計画係</b></p> <p><b>就学支援相談係</b></p>

新	旧
<p><b><u>学びとつながり推進係</u></b>  <b><u>学びとつながり推進担当係長</u></b>  <b><u>学びの多様化学校設置準備担当係長</u></b></p> <p><b><u>学校運営課</u></b>  教育施設計画係  <b><u>教育施設計画推進担当係長(4)</u></b>  <b><u>教育施設整備係</u></b>  <b><u>経理係</u></b></p> <p><b><u>学務課</u></b>  <b><u>学事係</u></b>  <b><u>就学奨励担当係長</u></b>  <b><u>保健給食係</u></b>  <b><u>学校給食費担当係長</u></b>  <b><u>公会計化準備担当係長</u></b>  <b><u>児童健康支援担当係長</u></b></p> <p><b><u>地域の学び推進課</u></b>  管理係  社会教育推進担当係長  文化財係</p>	<p><b><u>学校整備課</u></b>  教育施設計画係  <b><u>教育施設計画推進担当係長(3)</u></b>  <b><u>教育施設整備係</u></b></p> <p><b><u>学校支援課</u></b>  <b><u>学校支援係</u></b>  <b><u>家庭・地域教育担当係長</u></b>  <b><u>教育連携担当係長</u></b>  <b><u>事業調整担当係長</u></b>  <b><u>新しい学校づくり担当係長</u></b>  <b><u>部活動改革担当係長</u></b>  <b><u>子どもの居場所づくり担当係長</u></b>  <b><u>学校開放担当係長</u></b></p> <p><b><u>生涯学習推進課</u></b>  管理係  社会教育推進担当係長  文化財係</p>

新	旧
<p><b>地域・学校協働係</b>  <b>教育連携担当係長</b>  <b>事業調整担当係長</b>  <b>部活動改革担当係長</b>  <b>子どもの居場所づくり担当係長</b>  <b>学校開放担当係長</b>  (次長、課長等の職)</p> <p>第3条 事務局に次長_____を置く。  2～5 略</p> <p>6 事務局に別表第3に掲げる副参事を置く。この場合において、担当事務は、教育長の承認を得て<b>次長</b>_____が定める。</p> <p>7 前項に定めるもののほか、事務局に副参事を置くことができる。この場合において、担当事務は、教育長の承認を得て<b>次長</b>_____が定める。</p> <p>8 略</p> <p>9 前条に定めるもののほか、課に担当係長を置くことができる。この場合において、担当事務は、<b>次長</b>_____の承認を得て課長が定める。</p> <p>10及び11 略</p> <p>12 教育人事・指導課及び<b>多様な学び支援課</b>に指導主事を置く。</p> <p>13 <b>地域の学び推進課</b>_____に社会教育主事を置く。  (職員の職責)</p> <p>第4条 <b>次長</b>_____は、教育長を補佐し、その命を受け、事務局の事務（担当部長の担当事務を除く。）をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当部長は、教育長の命を受け、<b>次長</b>_____の総合調整の下に担当事務をつかさどり、担当事務に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>3 略</p> <p>4 課長は、<b>次長</b>_____又は担当部長の命を受け、課の事務（担当課長の担当事務を除く。）をつかさどり、所属職員（担当課長の担当事務に従事する職員を除く。）を指揮監督する。</p>	<p>(次長、課長等の職)</p> <p>第3条 事務局に次長<b>(以下「事務局次長」という。)</b>_____を置く。  2～5 略</p> <p>6 事務局に別表第3に掲げる副参事を置く。この場合において、担当事務は、教育長の承認を得て<b>事務局次長</b>が定める。</p> <p>7 前項に定めるもののほか、事務局に副参事を置くことができる。この場合において、担当事務は、教育長の承認を得て<b>事務局次長</b>が定める。</p> <p>8 略</p> <p>9 前条に定めるもののほか、課に担当係長を置くことができる。この場合において、担当事務は、<b>事務局次長</b>の承認を得て課長が定める。</p> <p>10及び11 略</p> <p>12 教育人事・指導課及び<b>特別支援教育課</b>_____に指導主事を置く。</p> <p>13 <b>学校支援課及び生涯学習推進課</b>に社会教育主事を置く。  (職員の職責)</p> <p>第4条 <b>事務局次長</b>は、教育長を補佐し、その命を受け、事務局の事務（担当部長の担当事務を除く。）をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当部長は、教育長の命を受け、<b>事務局次長</b>の総合調整の下に担当事務をつかさどり、担当事務に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>3 略</p> <p>4 課長は、<b>事務局次長</b>又は担当部長の命を受け、課の事務（担当課長の担当事務を除く。）をつかさどり、所属職員（担当課長の担当事務に従事する職員を除く。）を指揮監督する。</p>

新	旧
5 略	5 略
6 副参事は、 <b>次長</b> 又は担当部長の命を受け、担当事務をつかさどる。	6 副参事は、 <b>事務局次長</b> 又は担当部長の命を受け、担当事務をつかさどる。
7及び8 略	7及び8 略
9 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、 _____学校教育に関する専門的な職務に従事する。	9 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、 <b>教育人事・指導課の事務に係る</b> 学校教育に関する専門的な職務に従事する。
10 指導主事は、上司の命を受け、 _____学校教育に関する専門的な職務に従事する。	10 指導主事は、上司の命を受け、 <b>教育人事・指導課及び特別支援教育課の事務に係る</b> 学校教育に関する専門的な職務に従事する。
11及び12 略	11及び12 略
(各課、係等の分掌事務)	(各課、係等の分掌事務)
第5条 事務局の各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。	第5条 事務局の各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。
<b>教育総務課</b>	<b>庶務課</b>
庶務係	庶務係
(1)～(14) 略	(1)～(14) 略
<b>(15)</b> 他の課及び教育機関との連絡調整に関すること（他の課、係等に属するものを除く。）。	<b>(15) いじめ問題対策委員会に関すること。</b>
<b>(16)</b> 他の課、係等に属さないこと。	<b>(16)</b> 他の課及び教育機関との連絡調整に関すること（他の課、係等に属するものを除く。）。
<b>教育企画担当係長</b>	<b>(17)</b> 他の課、係等に属さないこと。
<b>(1) 教育振興基本計画等に関すること。</b>	<b>法規担当係長</b>
<b>(2) 教育施策の企画、立案及び総合調整に関すること。</b>	<b>(1) 教育委員会関係条例・規則等に関すること。</b>
<b>(3) 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。</b>	<b>(2) 学校法律相談に関すること。</b>
<b>(4) 教育委員会に係る広報等に関すること。</b>	<b>(3) 特命事項に関すること。</b>
<b>(5) 教育委員会関係条例・規則等に関すること。</b>	
<b>(6) 学校法律相談に関すること。</b>	
<b>(7) 教育行政に係る法規の調査及び解釈に関すること。</b>	
<b>(8) 教育委員会に対する不服申立て等に関すること。</b>	
<b>(9) いじめ問題対策委員会に関すること。</b>	
<b>(10) 新しい学校づくりに関すること。</b>	

新	旧
<p>(11) <u>小中一貫教育の推進に関すること（他の課に属するものを除く。）。</u></p> <p>(12) <u>学びのプラットフォームに係る総合調整に関すること。</u></p> <p>(13) <u>特命事項に関すること。</u></p> <p>学校 I C T 係  (1)～(3) 略  (4) <u>教職員の I C T 活用に係る研修等能力開発に関すること（他の課、係等に属するものを除く。）。</u>  (5) 区立学校 <u>及び教育委員会の</u> I C T 活用に係る計画及び調整に関</p>	<p><b>計画担当係長</b></p> <p>(1) <u>教育振興基本計画等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育施策の総合調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育に関する事務の点検及び評価に関すること。</u></p> <p>(4) <u>エネルギー管理等の運用状況の把握及び調整等に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教育委員会に係る広報等に関すること。</u></p> <p><b>経理係</b></p> <p>(1) <u>区立学校予算の令達及び経理事務等に関すること（他の課、係等に属するものを除く。）。</u></p> <p><b>教職員係</b></p> <p>(1) <u>区立学校に勤務する職員(教職員を除く。第4号において同じ。)の身分取扱いに関すること。</u></p> <p>(2) <u>区立学校に勤務する職員及び指導主事の給与等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>区立学校に勤務する職員及び指導主事の公務災害等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>区立学校に勤務する職員の研修に関すること。</u></p> <p>(5) <u>区立学校に勤務する職員の被服貸与に関すること。</u></p> <p>(6) <u>区立学校の労働安全衛生に関すること。</u></p> <p>(7) <u>教職員住宅の管理に関すること。</u></p> <p>学校 I C T 係  (1)～(3) 略  (4) <u>区立学校校務基盤システムの再構築に関すること。</u>  (5) 区立学校 <u>における</u> I C T 活用に係る計画及び調整に関</p>

新	旧
<p>すること。</p> <p>教育人事・指導課 教育人事係 略 人事企画担当係長 略</p> <p><b>教職員厚生係</b></p> <p><u>(1) 区立学校に勤務する職員(教職員を除く。第4号において同じ。)</u> <u>の身分取扱いに関する事。</u></p> <p><u>(2) 区立学校に勤務する職員及び指導主事の給与等に関する事。</u></p> <p><u>(3) 区立学校に勤務する職員及び指導主事の公務災害等に関する事。</u></p> <p><u>(4) 区立学校に勤務する職員の研修に関する事。</u></p> <p><u>(5) 区立学校に勤務する職員の被服貸与に関する事。</u></p> <p><u>(6) 区立学校の労働安全衛生に関する事。</u></p> <p><u>(7) 教職員住宅の管理に関する事。</u></p> <p>学校問題対応支援係 略</p>	<p>すること。</p> <p>教育人事・指導課 教育人事係 略 人事企画担当係長 略</p> <p>学校問題対応支援係 略</p> <p><b>学務課</b></p> <p><b>学事係</b></p> <p><u>(1) 学齢児童・生徒の就学に関する事(他の課に属するものを除く。)</u></p> <p><u>(2) 区立学校の通学区域に関する事。</u></p> <p><u>(3) 出席簿、卒業証書及び修了証書の様式に関する事。</u></p> <p><u>(4) 区立学校の学級編制に関する事(他の課に属するものを除く。)</u></p> <p><u>(5) 校外教育(宿泊を伴うものに限る。)に関する事(他の課に属するものを除く。)</u></p> <p><u>(6) 通学路の指定及び安全対策に関する事。</u></p> <p><u>(7) 私立専修学校及び私立各種学校に関する事。</u></p> <p><u>(8) 日本スポーツ振興センターの学校安全・災害共済に関する事。</u></p>

新	旧
<p><b>多様な学び支援課</b></p> <p><b>管理係</b> 略</p> <p><b>相談事業係</b></p> <p>(1) <u>教育相談事業の企画、調整及び運営に関すること（他の係等に属するものを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>教育相談室に関すること。</u></p> <p><b>教育・就学相談担当係長</b></p> <p>(1) <u>教育・就学相談に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育・就学相談に必要な心理相談、知能検査等に関すること。</u></p>	<p>(9) <u>課内他の係等に属さないこと。</u></p> <p><b>就学奨励担当係長</b></p> <p>(1) <u>児童・生徒の就学奨励に関すること。</u></p> <p>(2) <u>奨学資金に関すること。</u></p> <p><b>保健給食係</b></p> <p>(1) <u>区立学校の保健衛生に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</u></p> <p>(3) <u>区立学校に勤務する職員及び指導主事の健康診断に関すること。</u></p> <p>(4) <u>健康教育の推進に関すること。</u></p> <p>(5) <u>区立学校の給食に関すること。</u></p> <p>(6) <u>食育の推進に関すること。</u></p> <p><b>学校給食費担当係長</b></p> <p>(1) <u>学校給食費の収納及び管理に関すること。</u></p> <p><b>公会計化準備担当係長</b></p> <p>(1) <u>学校徴収金の公会計化に係る検討及び調整に関すること。</u></p> <p><b>児童健康支援担当係長</b></p> <p>(1) <u>児童の健康教育に関すること。</u></p> <p>(2) <u>小児生活習慣病予防検診に関すること。</u></p> <p><b>特別支援教育課</b></p> <p><b>計画係</b> 略</p> <p><b>就学支援相談係</b></p>

新	旧
<p>(3) 略</p> <p>(4) 特別支援学校及び特別支援学級等の_____入級調整に関すること。</p> <p><b>学びとつながり推進係</b></p> <p>(1) <u>不登校対策の実施及び支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>不登校対策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>適応指導教室に関すること。</u></p> <p><b>学びとつながり推進担当係長</b></p> <p>(1) <u>区立学校における課題解決支援に関すること（他の課に属するものを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>家庭訪問や関係機関（福祉・医療等）との協働支援に関すること。</u></p> <p><b>学びの多様化学校設置準備担当係長</b></p> <p>(1) <u>学びの多様化学校の設置に係る検討及び調整に関すること。</u></p> <p><b>学校運営課</b></p> <p>教育施設計画係 略</p> <p>教育施設計画推進担当係長</p> <p>(1) 略</p> <p>教育施設整備係</p> <p>(1) 区立学校施設の整備に関すること_____。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 区立学校施設の使用承認に関すること（<u>他の課</u>に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 略</p> <p><b>経理係</b></p> <p>(1) <u>区立学校予算の令達及び経理事務等に関すること（他の課、係</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 特別支援学校及び特別支援学級等の<u>就学支援相談及び</u>入級調整に関すること。</p> <p><b>学校整備課</b></p> <p>教育施設計画係 略</p> <p>教育施設計画推進担当係長</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>新しい学校づくりにおける懇談会の運営に関すること。</u></p> <p>教育施設整備係</p> <p>(1) 区立学校施設の整備に関すること（<u>営繕課に属するものを除く。</u>）。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 区立学校施設の使用承認に関すること（<u>学校支援課</u>に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 略</p>

新	旧
<p><u>等に属するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(2) エネルギー管理等の運用状況の把握及び調整等に関すること。</u></p>	<p><b>学校支援課</b></p> <p><b>学校支援係</b></p> <p><u>(1) 学校運営協議会に関すること。</u></p> <p><u>(2) 学校支援本部等の運営等に関すること。</u></p> <p><u>(3) 中学生レスキュー隊に関すること。</u></p> <p><u>(4) 課内他の係等に属さないこと。</u></p> <p><b>家庭・地域教育担当係長</b></p> <p><u>(1) 家庭教育に関すること。</u></p> <p><u>(2) 青少年委員に関すること。</u></p> <p><u>(3) PTA等に関すること。</u></p> <p><b>教育連携担当係長</b></p> <p><u>(1) 家庭・地域・学校の連携推進に関すること。</u></p> <p><b>事業調整担当係長</b></p> <p><u>(1) 社会体育に係る区長の事務局局との連絡調整に関すること。</u></p> <p><b>新しい学校づくり担当係長</b></p> <p><u>(1) 新しい学校づくりに関すること。</u></p> <p><u>(2) 新しい学校づくりにおける懇談会の運営に関すること（学校整備課に属するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(3) 小中一貫教育の推進に関すること（他の課に属するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(4) 学校施設の有効活用の推進に関すること。</u></p> <p><b>部活動改革担当係長</b></p> <p><u>(1) 部活動の地域移行に関すること。</u></p> <p><u>(2) 部活動の支援に関すること。</u></p> <p><b>子どもの居場所づくり担当係長</b></p> <p><u>(1) 区立学校施設内の子どもの居場所づくりに関すること。</u></p>

新	旧
<p><b>学務課</b></p> <p><b>学事係</b></p> <p>(1) <u>学齢児童・生徒の就学に関する事(他の課に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(2) <u>区立学校の通学区域に関する事。</u></p> <p>(3) <u>出席簿、卒業証書及び修了証書の様式に関する事。</u></p> <p>(4) <u>区立学校の学級編制に関する事(他の課に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(5) <u>校外教育(宿泊を伴うものに限る。)に関する事(他の課に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(6) <u>通学路の指定及び安全対策に関する事。</u></p> <p>(7) <u>私立専修学校及び私立各種学校に関する事。</u></p> <p>(8) <u>日本スポーツ振興センターの学校安全・災害共済に関する事。</u></p> <p>(9) <u>課内他の係等に属さない事。</u></p> <p><b>就学奨励担当係長</b></p> <p>(1) <u>児童・生徒の就学奨励に関する事。</u></p> <p>(2) <u>奨学資金に関する事。</u></p> <p>(3) <u>児童・生徒の選定療養費の補助に関する事。</u></p> <p><b>保健給食係</b></p> <p>(1) <u>区立学校の保健衛生に関する事。</u></p> <p>(2) <u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</u></p> <p>(3) <u>区立学校に勤務する職員及び指導主事の健康診断に関する事。</u></p> <p>(4) <u>健康教育の推進に関する事。</u></p>	<p><b>学校開放担当係長</b></p> <p>(1) <u>区立学校開放事業に関する事。</u></p> <p>(2) <u>区立学校施設の使用承認(短時間使用の場合に限る。)に関する事。</u></p>

新	旧
<p><u>(5) 区立学校の給食に関する事。</u></p> <p><u>(6) 食育の推進に関する事。</u></p> <p><b>学校給食費担当係長</b></p> <p><u>(1) 学校給食費の収納及び管理に関する事。</u></p> <p><b>公会計化準備担当係長</b></p> <p><u>(1) 学校徴収金の公会計化に係る検討及び調整に関する事。</u></p> <p><b>児童健康支援担当係長</b></p> <p><u>(1) 児童の健康教育に関する事。</u></p> <p><u>(2) 小児生活習慣病予防検診に関する事。</u></p> <p><b>地域の学び推進課</b></p> <p>管理係 略</p> <p>社会教育推進担当係長 略</p> <p>文化財係 略</p> <p><b>地域・学校協働係</b></p> <p><u>(1) 学校運営協議会に関する事。</u></p> <p><u>(2) 学校支援本部等の運営に関する事。</u></p> <p><u>(3) 中学生レスキュー隊に関する事。</u></p> <p><u>(4) 学校サポーター等に関する事。</u></p> <p><u>(5) 家庭教育に関する事。</u></p> <p><u>(6) 青少年委員に関する事。</u></p> <p><u>(7) P T A等に関する事。</u></p> <p><b>教育連携担当係長</b></p> <p><u>(1) 家庭・地域・学校の連携推進に関する事。</u></p> <p><b>事業調整担当係長</b></p> <p><u>(1) 社会体育に係る区長の事務部局との連絡調整に関する事。</u></p> <p><b>部活動改革担当係長</b></p> <p><u>(1) 部活動の地域移行に関する事。</u></p> <p><u>(2) 部活動の支援に関する事。</u></p>	<p><b>生涯学習推進課</b></p> <p>管理係 略</p> <p>社会教育推進担当係長 略</p> <p>文化財係 略</p>

新	旧																										
<p><b>子どもの居場所づくり担当係長</b>  <b>(1) 区立学校施設内の子どもの居場所づくりに関すること。</b>  <b>学校開放担当係長</b>  <b>(1) 区立学校開放事業に関すること。</b>  <b>(2) 区立学校施設の使用承認（短時間使用の場合に限る。）に関すること。</b>  <b>(3) 学びのプラットフォームに関すること（他の課、係等に属するものを除く。）。</b></p> <p><b>別表第1（第3条関係）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>学校運営担当部長</b></td> <td><b>学校運営課及び学務課が所掌する事務</b></td> </tr> <tr> <td><b>共創教育担当部長</b></td> <td><b>地域の学び推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2（第3条関係）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>学校ICT担当課長</b></td> <td><b>学校ICT係が所掌する事務</b></td> </tr> <tr> <td><b>学校問題支援担当課長</b></td> <td><b>学校問題対応支援係が所掌する事務</b></td> </tr> <tr> <td><b>学びとつながり担当課長</b></td> <td><b>学びとつながり推進係、学びとつながり推進担当係長及び学びの多様化学校設置準備担当係長が所掌する事務</b></td> </tr> <tr> <td><b>地域・学校協働担当課長</b></td> <td><b>地域・学校協働係、教育連携担当係長、事業調整担当係長、部活動改革担当係長、子どもの居場所づくり担当係長及び学校開放担当係長が所掌する事務</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第3（第3条関係） 略</b></p>	名称	担当事務	<b>学校運営担当部長</b>	<b>学校運営課及び学務課が所掌する事務</b>	<b>共創教育担当部長</b>	<b>地域の学び推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務</b>	名称	担当事務	<b>学校ICT担当課長</b>	<b>学校ICT係が所掌する事務</b>	<b>学校問題支援担当課長</b>	<b>学校問題対応支援係が所掌する事務</b>	<b>学びとつながり担当課長</b>	<b>学びとつながり推進係、学びとつながり推進担当係長及び学びの多様化学校設置準備担当係長が所掌する事務</b>	<b>地域・学校協働担当課長</b>	<b>地域・学校協働係、教育連携担当係長、事業調整担当係長、部活動改革担当係長、子どもの居場所づくり担当係長及び学校開放担当係長が所掌する事務</b>	<p><b>別表第1（第3条関係）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>学校整備・支援担当部長</b></td> <td><b>学校整備課及び学校支援課が所掌する事務</b></td> </tr> <tr> <td><b>生涯学習担当部長</b></td> <td><b>生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2（第3条関係）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>学校ICT担当課長</b></td> <td><b>学校ICT係が所掌する事務</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第3（第3条関係） 略</b></p>	名称	担当事務	<b>学校整備・支援担当部長</b>	<b>学校整備課及び学校支援課が所掌する事務</b>	<b>生涯学習担当部長</b>	<b>生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務</b>	名称	担当事務	<b>学校ICT担当課長</b>	<b>学校ICT係が所掌する事務</b>
名称	担当事務																										
<b>学校運営担当部長</b>	<b>学校運営課及び学務課が所掌する事務</b>																										
<b>共創教育担当部長</b>	<b>地域の学び推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務</b>																										
名称	担当事務																										
<b>学校ICT担当課長</b>	<b>学校ICT係が所掌する事務</b>																										
<b>学校問題支援担当課長</b>	<b>学校問題対応支援係が所掌する事務</b>																										
<b>学びとつながり担当課長</b>	<b>学びとつながり推進係、学びとつながり推進担当係長及び学びの多様化学校設置準備担当係長が所掌する事務</b>																										
<b>地域・学校協働担当課長</b>	<b>地域・学校協働係、教育連携担当係長、事業調整担当係長、部活動改革担当係長、子どもの居場所づくり担当係長及び学校開放担当係長が所掌する事務</b>																										
名称	担当事務																										
<b>学校整備・支援担当部長</b>	<b>学校整備課及び学校支援課が所掌する事務</b>																										
<b>生涯学習担当部長</b>	<b>生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務</b>																										
名称	担当事務																										
<b>学校ICT担当課長</b>	<b>学校ICT係が所掌する事務</b>																										

## 令和8年度教育委員会事務局組織機構改正の概要

## 1 教育相談機能の一本化（新旧対照表1、7、12頁）

（不登校、特別支援教育及び就学相談の一体的支援）

・特別支援教育課	→（名称変更）→	・多様な学び支援課
・済美教育センター 教育相談担当課長	→（廃止・新設）→	・学びとつながり担当課長

## 2 地域と学校との協働の強化（新旧対照表2、9、11、12頁）

・生涯学習推進課	→（名称変更）→	・地域の学び推進課
・学校支援課	→（廃止・新設）→	・地域・学校協働担当課長

## 3 教育施策の企画・立案機能の強化（新旧対照表1、4、5頁）

「庶務課」の名称変更を「教育総務課」に変更し、法規担当係長及び計画担当係長を廃止して、教育企画担当係長（グループ制）を新設（計画、法規、いじめ問題対策、新しい学校づくり等）

## 4 業務内容の関連による効率的な執行体制の構築

- (1) 人事及び給与業務の連携による効率化のため、庶務課教職員係を教育人事・指導課へ移管し、教職員厚生係を新設（新旧対照表1、5、6頁）
- (2) 学校運営管理の集約化より、効率化を図るため、庶務課経理係及び教職員係の校門警備・用務業務を学校整備課に移管し、名称を「学校運営課」に変更（新旧対照表1、2、5、8頁）

## 5 担当部長の名称及び担当事務の変更（新旧対照表12頁）

- (1) 学校整備・支援担当部長

「学校整備課」の課名変更に伴い、名称を「学校運営担当部長」に、担当事務を「学校運営課」及び「学務課」に変更

- (2) 生涯学習担当部長

「みんなが共に教育を創る」という杉並区教育ビジョン2022の理念の踏まえ、名称を「共創教育担当部長」に、担当事務を「地域の学び推進課」及び「杉並区立中央図書館」に変更

## 6 担当課長の新設（新旧対照表12頁）

- (1) 「学校問題支援担当課長」：教育人事・指導課の学校問題対応を担当
- (2) 「学びとつながり担当課長」：多様な学び支援課の不登校対策及学びの多様化学校等を担当
- (3) 「地域・学校協働担当課長」：地域の学び推進課の学校支援及び家庭・地域教育等を担当